

DV 防止法改正にあたって

NPO 法人 全国女性シェルターネット

現行の「暴行罪又は傷害罪に当たるような暴行を受けたことがあるか又は生命・身体に対して害を加える旨の脅迫を受けたことがあり、今後、配偶者からの身体に対する暴力によりその生命身体に危害を受けるおそれ大きいとき」にしか裁判所の保護命令が出ないという規定を変え、対象を拡大することは、本当に私たち DV 被害者支援の関係者が待ち望んでいたことでした。DV の本質は人が相手の人格を尊重せず、心理的に支配することであり、また親密な関係性であるため、性的な支配が多く含まれます。保護命令発令に際し、今後、裁判所はその本人の恐怖、不安、屈辱や無力感などを勘案した判断を行い、法が被害者を守るために真に機能することを期待しています。また、電話禁止命令はあっても、手紙など文書送付の禁止命令がなかった点についても、現場の実情を踏まえ、禁止命令が作られたことは、本当に良かったと思います。

今回の法改正の保護命令の関連条文中の「害を加える旨を告知してする脅迫を受けた」が狭く解釈されてしまうのではないかという懸念がありましたが、国会審議において、「発令要件の対象となる精神的暴力等が限定されることのないよう、その趣旨を周知徹底し、運用に万全を期すこと」「精神的暴力等が身体的暴力に比べて重大な被害をもたらさないものであるという誤解を与えることのないよう、その正確な趣旨の周知を徹底すること。併せて、退去等命令の発令要件について、精神的暴力等へ対象を拡大することを含めた見直しを検討すること」などが全会一致による附帯決議がされたこともまた、非常に大きなことと考えています。

私たち支援の現場では、今回の法改正を必要な事案に対し積極的に運用していくよう、準備し、取り組みたいと思います。

そもそもこれまで、保護命令は大変出されにくく、申請のハードルが高いものでしたし、発令までへの平均審理期間は、令和3年度で14.1日とますます長くなってきています。そこで、裁判所は、今回の法改正の趣旨を踏まえ、本人の恐怖や不安の特質を勘案した危険度・悪質度の判定をするという考え方にに基づき、積極的、かつ迅速に発令していくよう、全国の裁判所に考え方を示していただきたいと思います。加えて、これまではあまり活用されてこなかった無審尋での発令の活用も、積極的に行っていただきたいきますよう、要望します。

女性支援法が施行されることもあり、DV 防止法と両方の基本計画において、保護命令申請支援だけでなく、被害者の一時保護や住民票閲覧制限の支援措置等、国と自治体双方で、避難した被害者とその子どもの安全が守られるような一層充実した相談支援対策を進めて

いただきますようお願いいたします。

以上